

## いせさきもんじゃイメージキャラクター「もじゃろー」貸出規定

### (目的)

第1条 この規定はいせさきもんじゃのPRを目的とした「もじゃろー」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」と称する）の貸出に関する事項を定める事を目的とする。

### (定義)

第2条 「もじゃろー」とは、商標登録番号 第4987922号に登録されたイラスト及び派生した画像、造形物、映像群とし、本規定では「もじゃろー」の着ぐるみに関する内容を規定する。

### (利用申請)

第3条 着ぐるみの貸出を希望する場合、借用申請書（別記様式第1号）を伊勢崎商工会議所青年部に提出し、あらかじめ許可を得なければならない。

2 借用申請書は次の書類を添えて提出する。

- (1) 企業・団体等の概要書
- (2) 利用する案件の企画書及び見本等
- (3) その他伊勢崎商工会議所青年部が必要と認めるもの

3 利用申請が重複した場合は先着順とする。

### (利用内容の制限)

第4条 着ぐるみの借用申請は、次のいずれかに該当すると伊勢崎商工会議所青年部が判断した場合はこれを許可しない。

- (1) 個人での利用を目的とする場合
- (2) 安全性への配慮が確認できない場合
- (3) 着ぐるみの正しい利用方法が遵守されないと判断された場合
- (4) 法令及び公序良俗に反する場合
- (5) 「いせさきもんじゃ」、「もじゃろー」、「伊勢崎商工会議所」、「伊勢崎商工会議所青年部」、「伊勢崎市」のイメージを損なう場合
- (6) 着ぐるみが亡失、欠損、汚損されることが予見できる場合
- (7) 特定の個人、宗教、政治の支援に繋がる恐れがあるもの
- (8) 暴力団、またはそれに準ずる者や社会的に非難される団体、個人と関係を有する者が利用する恐れがあると判断された場合
- (9) 着ぐるみの修繕・清掃等で貸出が不可能な場合
- (10) その他承認することが不相当と判断された場合

### (利用許諾)

第5条 伊勢崎商工会議所は利用申請を受け付けてから1ヵ月以内に貸出の可否を通知する。

### (利用料)

第6条 利用料は実際に利用する日数1日につき5,000円とする。

2 行政機関等の営利を目的としない団体への貸出は利用料を無料とする。法人や営利を目的とする団体への貸出は利用料を徴収する。また、無料、有料にかかわらず保証料として保証金10,000円を伊勢崎商工会議所青年部が預かり、着ぐるみの返却時にこれを返納する。ただしこれには利息は付さないものとする。

3 営利を目的としない団体とは以下のものを指す。

- (1) 行政機関
- (2) 幼稚園、保育園及び学校等（小・中・高・大・専修学校等、学校認可を受けていない機関は含まない）
- (3) 商店街組合、地域団体等地域活性化に取り組む団体
- (4) NPO法人等の非営利団体
- (5) その他伊勢崎商工会議所青年部が非営利の利用と認めるもの

(利用料及び保証金の納付)

第7条 貸出時の利用料及び保証金は事前に伊勢崎商工会議所青年部が指定する金融機関へ納付するか貸出時に現金にて納付する。

(着ぐるみの受渡し)

第8条 着ぐるみの受渡し時間は、伊勢崎商工会議所の休業日を除き、午前10時より午後5時までとする。

- 2 利用者は着ぐるみの受渡しの際にもじゃろ一着ぐるみ受領書（別記様式第2号）を伊勢崎商工会議所青年部に提出する

(着ぐるみの利用)

第9条 利用者は次の事項を遵守し、指定された期日までに着ぐるみを返納する。

- (1) 申請書の利用目的以外に利用しないこと。
- (2) 利用者以外に転貸しないこと。
- (3) 第4条に該当しないこと。
- (4) その他伊勢崎商工会議所青年部の指導に基づき利用すること。

(損害賠償)

第10条 利用者は着ぐるみを亡失、欠損、汚損した場合、次の事項に沿ってその損害を賠償しなければならない。

- (1) 着ぐるみを亡失した場合 上限金300,000円以内の実費代金
- (2) 着ぐるみを欠損した場合 上限金200,000円以内の実費代金
- (3) 着ぐるみを汚損した場合 クリーニング料金、部品交換等現状回復にかかった実費、または汚損した旨を伊勢崎商工会議所青年部に報告した上で、汚れを落とししてから返納する。

(利用上の損害)

第11条 着ぐるみの利用時における怪我、事故、健康被害等の責任は利用者が追うものとし、伊勢崎商工会議所青年部及び伊勢崎商工会議所はその補償の責めを負わない。

(雑則)

第12条 この規定が定めるものの他、着ぐるみの貸出に関する事項は伊勢崎商工会議所青年部が定めるものとする。

付 則 この規定は平成25年10月4日より施行する。

付 則 第6条（利用料）の改正規則は平成26年9月1日より適用する。

いせさきもんじゃマスコットキャラクター「もじゃろー」着ぐるみ借用申請書

平成 年 月 日

伊勢崎商工会議所青年部 会長 様

申請者 郵便番号

住所

企業または団体名

代表者職

代表者名

印

いせさきもんじゃマスコットキャラクター「もじゃろー」着ぐるみ(以下:もじゃろー)の利用につき貸出規定を了承し、下記の通り借用申請します。

利用内容	(イベント名称等)	
利用形態	<input type="checkbox"/> 展示イベント等 <input type="checkbox"/> ステージイベント等 <input type="checkbox"/> 物品の販売に関わるイベント等 <input type="checkbox"/> 掲示物 <input type="checkbox"/> その他 ※撮影等に使用する場合は別途もじゃろーの著作権利用申請が必要です。	
(利用形態の詳細)		
過去の借用歴	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 過去に借用歴あり(平成 年 月頃)	
利用日 (実際に利用する日)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
借用期間 (最大5日間)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ※借用日より返却日まで全てを含める	
利用場所		
利用場所の詳細 (足場の状況・安全性など)		
申請者の連絡先	企業または団体名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	URL	
	メールアドレス	

- 添付書類 1 企業、団体等の概要書、役員名簿(氏名、ふりがな、性別、生年月日、性別)  
 2 利用する案件の企画書及び見本等(スケジュールなど)  
 3 受領書(別記様式第2号)

別記様式第2号

いせさきもんじゃマスコットキャラクター「もじゃろー」着ぐるみ 受領書

平成 年 月 日

伊勢崎商工会議所青年部 会長 様

いせさきもんじゃマスコットキャラクター「もじゃろー」着ぐるみを下記の通り受領いたしました。

太線の中のみご記入ください

受領日	平成 年 月 日		
返却予定日	平成 年 月 日		
郵便番号			
住所		印	
企業または団体名			
代表者名			
担当者名			
受領内容	もじゃろー着ぐるみ(外装・腰部固定具・肩紐2点・ヘラ・ブーツ1組)		